

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令2-職3〕

第1 当審査会の結論

5 諮問に係る下記の表現活動1及び2は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）には該当しない。

諮問に係る下記の表現活動3及び4は、ヘイトスピーチには該当しない。

10 記

（表現活動1）

15 令和3年1月に大阪市内で複数の弁士（うち2名については「弁士A」及び「弁士B」、その他の複数の弁士らを「弁士C」とする。）により行われた街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）のうち、弁士Aにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動1」という。）

（表現活動2）

20 本件街宣活動のうち、弁士Bにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動2」という。）

（表現活動3）

25 インターネット上のウェブサイト「ツイキャス」（<https://twitcasting.tv/>。以下「本件ウェブサイト」という。）の中の特定のウェブページにおいて本件表現活動1及び2の発言内容を生中継動画により配信・公開し、視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動3」という。）

（表現活動4）

30 本件表現活動3に係る生中継動画（以下「本件生中継動画」という。）を録画した動画（以下「本件動画」という。）及びそのタイトル・説明文等（以下「本件動画等」という。）を本件ウェブサイトの中の特定のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に掲載し、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動4」といい、本件表現活動1ないし4を併せて「本件表現活動」という。）

35

## 第2 結論に至った理由

### 1 本件街宣活動に係る表現活動の主体について

本件街宣活動は、令和3年1月に大阪市内で複数の弁士により行われた街宣活動である。

5 大阪市長の補助組織である大阪市市民局（以下「市民局」という。）において令和3年2月2日時点で確認した際、本件動画のタイトルには特定の団体の略称と思われる名称、本件ウェブページに本件動画掲載を行ったもののチャンネル名及び説明文にはその特定の団体（以下「本件団体1」という。）の名称の記述があったが、令和7年5月21日において確認した際には、  
10 本件ウェブページに本件動画掲載を行ったもののチャンネル名においては本件団体1から別の特定の団体（以下「本件団体2」という。）の名称へ、本件動画説明文においては本件団体1から本件団体2の略称と思われる名称へと記述の一部に変更があった。また、本件動画により各弁士の発言等を  
15 当審査会が確認したところ、弁士Cのうち本件団体2の代表者である旨を名乗る1名（以下「弁士D」とする。）が、本件表現活動が本件団体2により主催される街宣活動である旨を述べたり、また、弁士Bが司会進行役として弁士Aや弁士Cを紹介する旨を述べたりしていたことから、一見すると、本件表現活動は本件団体1又は2による行為である可能性があるものと認められる。

20 そこで、弁士Dあて簡易書留により相当の期間を与えて、条例第9条第2項に基づく意見書及び有利な証拠の提出機会を付与する旨の通知を行い、併せて、弁士Dからの申立てがあれば、同条第3項に基づき口頭で意見を述べる機会も付与することとし、その旨を通知したが、「あて所に尋ねあたりません」として返送されてきたため、弁士Dからの回答は得られなかった。

25 また、本件団体1又は2以外の団体に関連しているとの情報や本件団体1又は2以外の団体により実施されたものであるという明らかな情報も得られないことを総合的に勘案すると、当審査会は、本件街宣活動は団体による活動であるかどうか明らかでないものとして下記4及び5のとおり本件表現活動1及び2のそれぞれについて、条例第5条第1項各号のいずれかに該当するものであるかどうか、また、同項各号のいずれかに該当する場  
30 合には、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当するものであるかどうかを検討していくこととした。

### 2 本件表現活動4の調査審議対象とする本件動画等について

35 本件動画等の内容は、随時、追加や削除による変更（動画については削除のみ）が可能であることから、本件動画等の調査審議に当たっては、どの時

点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件動画等の内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、本件表現活動に関する情報を大阪市に提供した者からの情報提供を受けて市民局において確認した令和3年2月2日時点における本件動画等の内容を調査審議の対象とすることとした。なお、上記1のとおり、令和7年5月21日に確認した時点において、本件ウェブページ上の記載が、本件団体1から本件団体2へ変更されている箇所があったものの、審議に影響を与えないものとして、下記4及び5では考慮しないこととした。

### 3 本件表現活動に係る関係人からの意見等

#### (1) 申出人

本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第6条第1項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるため、条例第5条第2項に規定する申出にかかる申出人は存在しない。

#### (2) 本件表現活動を行ったもの

##### ア 弁士A及びB

条例第9条第2項では、表現活動を行ったものについて書面により意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされているが、その趣旨は、表現活動を行ったものが、当該表現活動がヘイトスピーチに該当すると認定され、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とされることにより不利益を被る可能性のあることに鑑み、弁明や反論及び自己に有利な証拠を提出する機会を付与することにより、その権利・利益を保護することにあると考えられる。

この点、本件表現活動のうち、本件表現活動1及び2については、下記4及び5に記載のとおり、ヘイトスピーチに該当しないため、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とはならないと考えられる。したがって、弁士A及びBについては、意見等を提出する機会を付与しないことによってその権利・利益に影響を及ぼすとは考えられず、このような場合にまでそうした機会を付与することは、かえって、弁士A及びBに対して、当該機会付与に応じるべきかどうかの判断を強いるとともに、仮に弁士A及びBが応じざるを得ないと判断する場合には、意見書の作成や証拠の収集整理を行うための負担を強いることと

なり、条例第9条第2項の規定の趣旨にそぐわないと考えられる。

よって、弁士A及びBについては、条例第9条第2項の規定に基づく意見等を提出する機会及び同項の規定を前提とする同条第3項の規定に基づく口頭で意見を述べる機会を付与しないこととした。

5 イ 本件表現活動3を行ったもの

本件表現活動3を行ったものに対する意見提出等の機会について、当審査会でインターネット上の情報を調査したものの、本件表現活動3を行ったものの所在の特定に資する情報は得られなかった。

10 次に、本件表現活動3を行ったものの所在を確認するため、当審査会は、上記1のとおり意見提出等の機会において、弁士Dに対し、個別に確認したところ、「あて所に尋ねあたりません」として返送されてきたため、本件表現活動3を行ったものの所在の特定に資する情報は得られなかった。

15 以上より、本件表現活動3を行ったものについては、条例第9条第2項ただし書の「所在が判明しないとき」に該当するものとした。

ウ 本件表現活動4を行ったもの

本件表現活動4を行ったものに対する意見提出等の機会について、当審査会でインターネット上の情報を調査したものの、本件表現活動4を行ったものの所在の特定に資する情報は得られなかった。

20 次に、本件表現活動4を行ったものの所在を確認するため、当審査会は、上記1のとおり意見提出等の機会において、弁士Dに対し、個別に確認したところ、「あて所に尋ねあたりません」として返送されてきたため、本件表現活動4を行ったものの所在の特定に資する情報は得られなかった。

25 以上より、本件表現活動4を行ったものについては、条例第9条第2項ただし書の「所在が判明しないとき」に該当するものとした。

4 本件表現活動1について

(1) 条例第5条第1項第1号該当性について

30 本件表現活動1が、大阪市内で行われたことは本件動画から明らかなので、条例第5条第1項第1号に該当する。

(2) 条例第2条第1項第2号該当性について

35 条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件表現活動1においては、新型コロナウイルス感染拡大防止を巡る政策に対する批判のほか、下記のような人種又は民族に対する侮蔑や誹謗中傷といえるような表現の内容や態様が認められる。

5 本件表現活動1の一部には、ベトナム人が、最近、悪事を働いており、他人の農産物や家畜を奪い、それで生活しているような人もいること、また、ベトナム人だけではなく、中国人や韓国人にも悪い人はおり、先日、インターネットにおいて、中国人が誘拐を行っているような動画が流れていて、非常に危険であると感じたという旨、他の例として、一部の韓国人が、わざわざ韓国からやって来て、神社の器物を損壊させたり、墓石を  
10 倒壊させるなどの悪事を働いているという旨、このほか、外国人が日本の文化や犯罪を知らないことを理由にして、彼らが執行猶予や無罪になっているケースがあるなど、日本において犯罪を行う韓国人、中国人及びベトナム人などの外国人が存在しているという旨の発言が認められる。

15 弁士Aの真意は定かではないが、上記発言とあわせて、そのような犯罪を犯した人間のうち、死者が出る可能性がある事案を犯した場合に関しては、祖国に強制送還するべきであると言わなければならないという旨や、外国人受刑者が日本国内に相当数存在するという話を聞いており、彼らのために税金が使われているが、不要であり、犯罪で逮捕された外国人は、彼らの祖国に強制送還したらよいのではないかという旨、韓国とは付き合うべきではなく、そして、日本で犯罪を行った外国人に関しては、祖国に返すべきであるという主張が当たり前であるという旨などの発言が  
20 認められる。このことから、弁士Aの主訴は、外国人による犯罪を例として挙げ、そのような犯罪を行った外国人は日本国外へ退去させるべきであるという主張であると推察される。

25 たとえ独自の意見であったとしても、条例第11条に規定された表現の自由等との関係を考慮すると、特定の人種・民族の排除をすべきなどと主張する場合は別として、外国人に係る施策がどうあるべきか、より多くの者が納得できるような在り方について、公の場で議論がなされること自体に関しては許容されるべきである。

30 なお、外国人犯罪の例として複数回にわたり、とりたてて韓国人による犯罪について述べたうえで、韓国とは付き合うべきではないという旨を述べていることは、侮蔑性や誹謗中傷性が皆無とはいえず、当審査会としても、こうした表現が用いられていることは看過し難いものである。

35 しかしながら、本件表現活動1の一部において、日本における韓国人、中国人及びベトナム人（以下「韓国人等」という。）による犯罪に言及していることは確認できるものの、特段、韓国人等一般を侮蔑又は誹謗中傷する発言があるわけでもなく、韓国人等一般に対する侮蔑や誹謗中傷と

関連させて上記発言を行ったものであるとも認められない。

5 以上より、本件表現活動1は、あくまでも外国人犯罪者を国外退去させるべきだということを主題とした政治的発言であることを踏まえ、総合的に勘案すると、その表現活動の内容や態様が、韓国人等を相当程度侮蔑し又は誹謗中傷するものや、韓国人等のうちの相当数に脅威を感じさせるようなものとまでは認められない。

よって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第2号ア及びイのいずれにも該当しない。

(3) 小括

10 したがって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第2号に該当するとはいえないから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

5 本件表現活動2について

15 (1) 条例第5条第1項第1号該当性について

本件表現活動2が、大阪市内で行われたことは本件動画から明らかなので、条例第5条第1項第1号に該当する。

(2) 条例第2条第1項第2号該当性について

20 条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件表現活動2においては、弁士B自身は韓国・朝鮮人が嫌いであるとの発言が認められる。

25 弁士Bの真意は定かではないが、上記発言に続けて、その理由として韓国・朝鮮人及び中国人（以下「韓国・朝鮮人等」という。）は昔から悪事を働き、犯罪を頻繁に行っているという旨、そのような韓国・朝鮮人による、ヘイトスピーチであり、差別であるという声に負けるわけにはいかず、また、弁士B自身が犯罪を行う韓国・朝鮮人を嫌っていることについて聴衆に同意を求める旨などの発言が認められる。弁士Aの発言内容を踏まえた上での発言であると推察できるとはいえ、具体的根拠を示すことなく韓国・朝鮮人等は昔から悪事を働き、犯罪を頻繁に行っているという旨の発言のようにとりたてて特定の人種・民族を強調した発言を行うことは、侮蔑性や誹謗中傷性が皆無とはいえ、当審査会としても、こうした表現が用いられていることは看過し難いものである。

35 しかしながら、本件表現活動2を総合的に勘案すると、あくまでも韓国・朝鮮人等のうち犯罪を行ったものに対象を限定した嫌悪であるとい

え、犯罪者に対する嫌悪を述べることは、一般的感情として許容し得るところであり、その表現活動の内容や態様が、韓国・朝鮮人等を相当程度侮蔑し又は誹謗中傷するものや、韓国・朝鮮人等のうちの相当数に脅威を感じさせるようなものとまでは認められない。

5 よって、本件表現活動2は、条例第2条第1項第2号ア及びイのいずれにも該当しない。

(3) 小括

したがって、本件表現活動2は、条例第2条第1項第2号に該当するとはいえないから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

10

6 本件表現活動3及び4について

本件表現活動3は、本件ウェブサイトの本件表現活動1及び2を配信・公開し、本件表現活動4は、本件ウェブページに本件表現活動1及び2を掲載したものであり、上記4及び5のとおり、本件表現活動1及び2がヘイトスピーチに該当しないことから、本件表現活動3及び4はヘイトスピーチには該当しない。

15

7 結論

20 以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過  
令和2年度 令2-職3

年 月 日	経 過
令和 3年 3月 31日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 3年 3月 31日	調査審議（論点整理）
令和 3年 10月 13日	調査審議（論点整理）
令和 7年 6月 6日	調査審議（論点整理）
令和 7年 8月 4日	調査審議（論点整理）
令和 7年 8月 29日	調査審議（論点整理）
令和 7年 9月 29日	調査審議（論点整理）
令和 7年 10月 31日	調査審議（論点整理）
令和 7年 11月 10日	調査審議（論点整理）
令和 8年 1月 30日	調査審議（答申案）
令和 8年 2月 24日	調査審議（答申案）
令和 8年 3月 2日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）